

# 十和田市ひらかれた議会づくり基本条例

平成26年 6 月23日

条例第22号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会と市民の関係（第5条—第7条）

第3章 議会と市長等の関係（第8条—第12条）

第4章 委員会、会派及び政務活動費（第13条—第15条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条—第19条）

第6章 議員の定数及び議員報酬（第20条・第21条）

第7章 議会改革の推進（第22条）

### 附則

平成12年4月に施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により、地方公共団体の自己決定と自己責任が明確となり、議会の権限も強化され、その担うべき役割と責任は重大なものとなった。住民の代表として選ばれた議員で構成する議会は、同じく直接選挙により選ばれた地方公共団体の長とは対等で独立しており、それぞれの特性を活かして互いに切磋琢磨し、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指すという責務を果たして行くことが求められている。

十和田市議会は、その責務を全うするため、これまで以上に公平、公正かつ透明な議会運営はもちろん、市民との情報の共有を図りながら、活発な意見交換を行い、ひらかれた議会づくりを推進し、さらには、市長等に対する監視機能の強化を図るとともに、政策立案能力を向上させ、積極的に政策提言を行っていくことを誓約する。

このような認識のもと、四季を織りなす十和田湖や美しい清流奥入瀬溪流の大自然に育まれる豊かなところと不毛の三本木原を開拓した新渡戸傳翁の開拓精神を受け継ぎ、不断の努力を重ね、市民に信頼され、存在感のある議会を築くため、十和田市議会及び十和田市議会議員の活動の支柱として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、十和田市議会（以下「議会」という。）及び十和田市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則、議会と市民の関係、議会と市長等の関係その他ひらかれた議会づくりの推進に関する事項を定めることにより、市民の福祉向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

### （議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政を評価し、監視し、及び牽制する機能を十分に発揮すること。
- (2) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民の参加を促進し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意思を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (4) 議会に関する条例等について、不断に見直しを行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であることを認識し、積極的な発言、議論等を行うこと。
- (2) 自らの議会における活動に関して市民に説明するとともに、市民の意思の把握に努めること。
- (3) 調査、研修等を通じて、資質の向上に努めること。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、市民の負託に応えるため、政治倫理を自覚し、公正及び誠実を旨として職責を全うするものとする。

## 第2章 議会と市民の関係

(市民にひらかれた議会運営)

第5条 議会は、議会の有する情報を積極的に市民に提供し、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに全員協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）を原則として公開する。
- 3 議会は、議案の議決の結果、賛否の状況等を公表する等議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 4 議会（第2号及び第3号にあっては、議会又は委員会。以下この項において同じ。）は、次に掲げる制度を必要に応じて活用することにより、市民の意思又は専門的若しくは政策的な識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。
  - (1) 地方自治法第100条の2に規定する専門的事項に係る調査の制度
  - (2) 地方自治法第115条の2第1項（同法第109条第5項で準用する場合を含む。）に規定する公聴会の制度
  - (3) 地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項で準用する場合を含む。）に規定する参考人の制度

(市民との意見交換会等)

第6条 議会は、議会の活動状況を市民に説明するとともに、市民との意見交換を行い、市政に関する市民の意思を把握するため、市民との意見交換会を実施するものとする。

- 2 前項に規定する市民との意見交換会に関する事項は、議長が別に定める。
- 3 第1項に規定する市民との意見交換会のほか、議会及び議員は、市民との意見交換の場を多様に設けるよう努めるものとする。

(議長及び副議長の選挙の際の所信表明)

第7条 議会は、議長及び副議長の選挙の前に、本会議において、それぞれの職を志願する議員に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

## 第3章 議会と市長等の関係

(反問権)

第8条 地方自治法第121条第1項の規定により議場に参加した市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

(同意議案に係る選考理由の説明等)

第9条 議長は、市長が副市長の選任、教育委員会の教育長若しくは委員の任命、監査委員の選任、農業委員会の委員の任命又は固定資産評価審査委員会委員の選任のための同意を求める議案を議会に提出したときは、市長に対し、同意を求める者の選考理由の説明を求めることができる。

2 市長は、副市長又は教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員若しくは固定資産評価審査委員会委員（以下この項において「副市長等」という。）が任期満了、退職その他の理由により副市長等でなくなったときは、その旨を議会に通知するものとする。

3 前項の規定は、教育委員会の教育長の職務を代理する委員、選挙管理委員会の委員長若しくは委員長の職務を代理する委員、農業委員会の会長若しくは会長の職務を代理する委員又は固定資産評価審査委員会の委員長若しくは委員長の職務を代理する委員に異動があった場合に準用する。

(基本的な計画、重要な事業等の説明)

第10条 議長は、市長等が定める基本的な計画、市長等が実施する重要な事業その他の案件であって特に必要と認めるものについて、全員協議会を開催し、市長等から当該案件の説明を求めることができる。

2 市長は、基本的な計画の策定、重要な事業の実施その他特に必要と認める案件について、全員協議会で説明をすることができる。

3 市長は、前項の説明をしようとする場合においては、議長に対し、全員協議会の開催を依頼するものとする。

4 市長等は、第1項又は第2項の説明に当たっては、当該説明をする計画、事業等に係る背景、経緯、財源措置その他の必要な事項についてこれを行うものとする。

(予算及び決算に関する説明資料)

第11条 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、地方自治法の規定により提出しなければならない説明書及び書類のほか、予算の審議又は決算の審査に資する資料を作成し、これを議会に提出することができる。

(議会の議決すべき事件)

第12条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、十和田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成24年十和田市条例第19号）に定めるところによる。

#### 第4章 委員会、会派及び政務活動費

(委員会の適切な運営)

第13条 委員会は、市民の要請に応えるため、その所管に属する市政の課題に対し常に問題意識を持って公正かつ公平に調査し、又は審査するものとする。

2 委員会は、委員間の自由な討議による合意形成に努め、審議過程における論点、争点等を明確にするよう努めるものとする。

3 委員会の委員長は、所管事務等の審査又は調査の結果を本会議で報告するものとする。

(会派)

第14条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案等に関し調査研究を行うものとする。

3 議会は、会派間の公平性を確保し、及び会派に所属しない議員の意見を議会運営に反映するよう配慮するものとする。

(政務活動費)

第15条 会派及び議員は、政策立案、政策提言、市政の課題に関する調査研究その他の活動に資するため政務活動費を有効に活用するものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、市民に対し、使途に関する説明責任を負うものとする。

3 議長は、政務活動費の使途に関し、収支報告書を公開すること等により透明性を確保するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費について必要な事項は、十和田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年十和田市条例第6号）に定めるところによる。

#### 第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員のための研修の充実強化に努めるものとする。

2 議員は、積極的に研修等に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議長は、議会の政策形成、執行機関に対する監視等の機能を補佐する組織として、議会事務局の調査能力、法務能力等の向上を図るよう努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の体制整備のため、専門的な知識及び経験を有する者の活用を図ることができる。

(議会図書室の充実)

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室を市民の利用に対応できるよう整備に努めるものとする。

(議会に関する広報の充実)

第19条 議会は、議会広報誌、ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備及び広報活動の充実強化に努めるものとする。

#### 第6章 議員の定数及び議員報酬

(議員の定数)

第20条 議員の定数は、十和田市議会議員定数条例（平成21年十和田市条例第50号。第3項において「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

2 議員の定数の変更の検討に当たっては、人口、面積、財政力、事業課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とするものとする。

3 議員の定数を変更するための議員定数条例を改正する議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な理由を付して議会運営委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬の額及びその支給方法は、十和田市議会議員の議員報酬及び費用弁償条

例（平成17年十和田市条例第41号。第3項において「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。

- 2 議員報酬の額の改定の検討に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市の現状、課題等を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とするものとする。
- 3 議員報酬の額を改定するための議員報酬等条例を改正する議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な理由を付して議会運営委員会又は議員が提出するものとする。

#### 第7章 議会改革の推進

（議会改革のための検討組織）

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができる。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の十和田市ひらかれた議会づくり基本条例第9条の規定は適用せず、改正前の十和田市ひらかれた議会づくり基本条例第9条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。